

NPO法人広島アニメーションシティと比治山大学・比治山大学短期大学部
との連携協力協定書

NPO法人広島アニメーションシティ（以下「甲」という。）と比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「乙」という。）は、広島におけるメディア芸術の振興や人材育成を目的とする諸事業を連携協力して実施するために、連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携の下、それぞれの持つ人材、知識、情報などの資源を活用して互いに協力することにより、この地域のメディア芸術の振興や人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる分野において互いに連携協力する。

- （1）メディア芸術文化の振興に関すること
- （2）メディア芸術に関する講演会等の実施
- （3）人材の育成
- （4）その他甲乙の協議により定める事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲・乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 第2条の連携協力は、甲と乙が協議のうえ、実施するものとする。

この協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（連絡調整）

第5条 この協定を円滑に進めるために、甲はNPO法人広島アニメーションシティ事務局を、乙は比治山大学短期大学部美術科を窓口として連絡調整を行う。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙両署名押印のうえ、各その1通を保有するものとする。

平成25（2013）年7月1日

甲 NPO法人広島アニメーションシティ

理事長 安東 善博

乙 比治山大学・比治山大学短期大学部

学長 二宮 皓